

○七尾市空き家活用制度実施要綱

平成25年6月17日

告示第146号

改正 令和2年3月31日告示第52号

令和4年3月31日告示第86号

令和4年5月31日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するため、七尾市が行う空き家情報の活用制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。)及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。
- (2) 所有者 前号の空き家について、所有権その他の権利により、売買、賃貸借等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買及び賃貸借を希望するその所有者から提供された情報を集約し、及び整理し、市内に居住することを目的として空き家の利用を希望する者に紹介するシステムをいう。
- (4) 空き家の活用 空き家バンクに登録するほか、地域づくり協議会又は町会が空き家の所有者に協力し、空き家の解消を図る取り組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンクへの登録によらない空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録)

- 第4条 空き家の所有者で、空き家バンクに登録しようとする者(以下「申請者」という。)は、七尾市空き家バンク登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の登録の申請について、空き家が所在する地域づくり協議会又は町会の了承を得ているときは、申請書にその旨を証するものとする。
 - 3 市長は、第1項の申請があったときは、必要に応じて調査した上で申請内容を審査し、

申請者に審査結果を通知しなければならない。

4 前項の規定により申請があった空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しないものとする。

(1) 居住の用に供することができないと認めたとき。

(2) 空き家の状態及び周辺環境から、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録することが適当でないとき市長が認めるとき。

5 申請者は、第3項において承認の通知があったときは、物件ごとに空き家バンク登録カード(以下「登録カード」という。))を作成し、市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の登録カードの提出があったときは、速やかに空き家バンクに登録しなければならない。

(登録内容の変更)

第5条 空き家バンクに物件を登録された者(以下「物件登録者」という。))は、登録カードの内容に変更があったときは、七尾市空き家バンク登録変更届出書(様式第2号)に変更後の登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第6条 市長は、空き家バンクに登録されている空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止するとともに、物件登録者に対し通知するものとする。

(1) 物件登録者から七尾市空き家バンク登録廃止届出書(様式第3号)の提出があったとき。

(2) 所有権を譲渡したとき。

(3) 第4条第4項各号に掲げるところに該当することになったとき。

(4) 登録から1年を経過し、物件登録者に登録を継続する意思がないとき。

(空き家情報の周知)

第7条 市長は、空き家バンクに登録された情報を本市のウェブサイトその他分かりやすい方法で、広く周知しなければならない。

(空き家バンクの利用登録)

第8条 空き家バンクを利用しようとする者は、七尾市空き家バンク利用登録申請書(様式第4号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更及び廃止)

第9条 前条の規定により、空き家バンクの利用の登録をした者(以下「利用登録者」という。))は、登録した内容に変更があったとき、又は登録を廃止するときは、七尾市空き家バンク

登録(変更・廃止)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消すものとする。

- (1) 利用登録者が、空き家バンクの利用にあたり、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めたとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録することが適当でないと市長が認めたとき。

(空き家情報の提供)

第11条 市長は、必要と認めたときは、空き家バンクに登録された情報を利用登録者に提供するものとする。

(利用申請)

第12条 利用登録者は、空き家バンクに登録された空き家を購入し、又は賃借しようとするときは、七尾市空き家バンク登録物件利用申込書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(協力団体の登録)

第13条 地域内の空き家を所有する者に対して、地域づくり協議会又は町会が空き家の有効活用に協力するときは、七尾市空き家活用協力団体登録申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に登録された団体は地域内の空き家を所有する者に対して空き家バンクへの登録を促すほか、地域内への移住・定住の相談を受けた場合は速やかに市長に七尾市住まい相談報告書(様式第8号)を提出し、空き家の確保に努めるものとする。

(仲介行為)

第14条 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に関する交渉、契約その他の仲介行為は、別に定めるところにより市が指定する宅地建物取引業者が行うものとする。

2 市は、前項の仲介行為には関与しないものとし、当該仲介行為に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(活用報奨金の交付)

第15条 第4条第6項及び第13条第2項の規定により登録・報告された空き家において、物件登録者と利用登録者に売買又は賃貸借契約が成立したときは、次の各号に定めるところにより、報奨金を交付する。ただし、物件登録者と利用登録者が3親等以内の親族又は姻族

であるときは、報奨金は交付しない。

- (1) 第13条で登録された空き家の所在する地域づくり協議会又は町会10万円
- (2) 前号のほか、地域づくり協議会又は町会が事前に七尾市住まい相談報告書(様式第8号)を市長に提出し、当該地域内の空き家の売買又は賃貸借契約が成立したときは、七尾市住まい相談結果報告書(様式第9号)を提出することで、前号の報奨金を交付するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第52号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第86号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月31日告示第156号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。